

(公社) 徳島県労働者福祉協議会

第6期 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：1人以上、女性職員：100%

<対策>

- ・令和7年4月～ トップによる方針の表明
育児・介護休業等に関する規則の改定（子の看護休暇について対象年齢を小学校4年から小学校6年までに引き上げる）
- ・令和7年12月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討、実施
- ・令和8年4月～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を実施する

目標2. 時間外・休日労働の削減のための措置の実施

<対策>

- ・令和7年4月～ 現状・課題の把握
- ・令和7年9月～ 担当部署内での検討会議
- ・令和7年12月～ 各部署における業務カバー体制の検討、実施
- ・令和8年4月～ ワークライフバランスを図ることが可能となる職場環境を整える。